

第5表 神奈川県の地租改正による耕地面積と租税額の変化

	改正前	改正後
田反別(A)	22052, 29. 1138町畝	28042, 91. 04町畝
同上租額(イ)	666, 408. 43円	465, 328, 858円
畑反別(B)	65611, 78. 2174町畝	79043, 20. 21町畝
同上租額(ロ)	132, 426. 155円	378, 974. 828円
(A) + (B)	8, 7664, 07. 3312町畝	107086, 11. 25町畝
(イ) + (ロ)	798, 834. 585円	844, 303. 686円

改正前の租税額については1873~75年の石代値段の平均である
『明治初年地租改正基礎資料』下巻による

図がありありとみえている。しかも、四月には、添田知通権大属・飯島憲章中属の統括のもとに、三十八名のメンバーが、第一大区から第二十大区の地租改正掛の分担者となつて、五月から活動を開始した政府の地租改正事務局とタイアップできる組織体制をつくりあげていった(『横浜市史』第三巻下)。

土地の所在地・面積・所有者の確定を内容とする地押丈量と地引絵図の作成は、一八七五年八月ごろまでには終了した。神奈川県全体で、地押丈量による改正前と改正後の耕地面積は、第五表のとおりで、田・畑ともに改正以前より増加していて、田の増加率は約二七割、畑は約二〇割である。

地租改正の作業は、地引絵図の作成と地押丈量がほぼ終了したのにもない、つぎに小作米金調査を基礎とする地価調査の作業が、「戸長副村用掛り代議人等立会」のもとで進められていく(一八七五年六月十五日神奈川県達第七一号)。しかし、この作業は最も困難をきわめた。地引絵図の作成は、予想以上に遅れたが、このころ(一八七五年九月)には一、

二村を残すだけにまでこぎつけていた。地価調査の作業は短期間で終えることを指示されていたようであるが、なかなか作業は進まなかった。すでにこの年八月三十日の太政官布告第一五四号で、各地方の地租改正期限は、一八七六年と定められていたが、事業は予定どおり完了する見込みはたっていないかった。実際、地価調査作業の視察を記した県権大属添田知通の「日記」によれば、一八七五年十月現在で、八つの大区と四十七の小区で地価調査の作業が、難航もしくはストップしていた。添田は、こうした事態を、戸長・副戸長・村用掛に対して「説諭」・「申諭」あるいは「督促」・「督責」をおこなって打開してい

こうとした（小林孝雄『神奈川の夜明け』）。

この年七月、地租改正事務局の議定に基づいて、「地租改正条例」細目の第二条で、中央集権的なやりかたで事業を強化する方向を指示していたし、十月には地租改正条例第七章に但し書きを追加し、太政官布告で、地価を不当に申告する時は検見法を施行すると威圧していただけに、添田の打開策は、現地の状況をたんねんに踏査したうえで、の処置であることから、改正事業を、統一的、体系的に推進しようとする政府の方針の成否の鍵を握っていたのである。

小作米金を算定基準とする地価調査の作業は、小作米金による地位等級の体系化を生み出しながら進められた。地位等級は従来通り上中下三等に区分する方式で始まったが、一八七五年十一月には、「一等二等三等与配称シ地位之肥瘠ニ從而幾級ニモ等名ヲ以」区分する方式に転換したため、各村ごとに、その土地の肥瘦に応じた地位等級が不特定に決められることとなり、小区内、大区内、県内で相互に関連し統一された地位等級とはなりえなかった。それだけ、地域の実情が加味されることにもなりえたわけである。こうして小作米金額による地位等級が各村、各区ごとに、「戸長副村用掛り代議人等立会」「地主等熟議」を経て決められ、地価算出表も県によって作成され、この年の終わり頃には、地租改正総代人へ配付されていた。等級の体系化は、各等級ごとに集計された小作米金を平均して反当たりの地価をはじき出す方法であった。

地租改正事務局が活動を開始し、旧租以下の新地租が予測される小作米地価をとりやめて、収穫米地価だけに統一しようとしているこの時期に、なお小作米金を基準とする地価の算出計画が進められていたのである。このことは、神奈川県地租改正事業の特色であり、その後の収穫米地価方式にも影響を与えることにもなる（関順也「多摩の地租改正」『創価経済論集』第六巻一号）。

地租改正事業の完了

小作米地価方式がそのまま進められれば、旧租以下の地租に決定されるはずであった。一八七六（明治九年）三月「関東八州地租改正着手ノ順序」によって、この方式は大きく変更された。「関東八州地租改正着手ノ順序」は、神奈川県をふくめて改正事業の遅れている関東八州への指示であり、地租改正事務局の各地出張官員にたいする参考書である。がここであらためて、一 丈量を正確にして地盤を定めること 二 土地の等級を定めること 三 収穫調査をおこなうこと 四 米価を定めること 五 利率を定めることとし、これらの要件を満たして「地価ヲ算出ス可シ」と改正着手の順序を打ちだしたのは、地租改正の基礎作業が、うまく積みあげられてきていなかったからである。

一八七六年五月、神奈川県は地位等級表の「至急差出」を命じ、一八七四年二月の「反別地価書上方人民心得書」の修正をおこない収穫米麦の調査を始めて、これまで進めてきた小作米金方式から収穫米麦に基づく地価算定方式へと転換する（一八七六年五月神奈川達第二二〇号、第二二五号）。土地一筆ごとの収穫量と、それを生産するのに必要な種肥代の調査があらたに実施され、「村用掛代議人及正副区戸長総代人」たちの「会同」で村位等級が「判定」されていった。しかし、実際には、地位等級表の作成にあたって、「集議」のうえ「小作等級ヲ用ユル事ト決」めた地域もあったし、収穫米の調査に切りかえたといっても、これまでに進めてきた小作米金による等級を基準にして地位等級表が作成されていたようである。また、米麦の収穫調査にしても、実際にかかる種肥代を控除して収穫量を申告するという方法がとられていた（「多摩の地租改正」、「神奈川県地租改正事業の特色」）。

このような方法で積みあげられてきた収穫量は、一八七七年八月に召集された関東一府六県の地方官会議において、「其額寡少ナルヲ以テ之ヲ採取セス」と一蹴されて、地租改正事務局の見込収穫高が押しつけられることになる。この会議で、県の見込案と事務局案の中をとるようなかっこうで、神奈川県は反当収穫量田（米）一・二六石余、畑（麦）〇・九六石余、地租総額

八十四万円余を押しつけられる。この押しつけ收穫量を前提にして、この年七月から八月にかけて従来の收穫米麦一斗による地位等級区分を一斗五升に改正し、ほぼその体系ができていた地位等級表によって、村々の査定収量が決められていくことになる（『明治十二年十月河野少書記官殿ヨリ推問ニ付呈ス 地租等級組織方法及改租調理順序 施行差示ニ至迄 概略手続書』〈添田家文書〉以下「概略手続書」と略）。このような村々への收穫量の押しつけとそれに基づいてはじき出される地価↓地租の決定は、旧貢租額の維持という維新政府の意図がはっきりと前面に押し込まれたことを意味した。一八七八年にはいり、県で査定した收穫高によって決められた地価および地租が大区へ配付され、大区から小区の村々へと割当てられ、村内の一筆ごとの土地にまで配分される。村々ではこれに基づいて「田畑宅地米麦收穫地価割付帳」などが作成される。八月に神奈川県耕地の新税が許可され地租改正事業はほぼ完了する。

地租改正の結果を、神奈川県全体の新しい租税額と従来の租税額とを比較してみると、田方は約一四割の減租であるのに対して、畑方は約二倍の増租となり、全体として二六割以上の増租となった（第五表）。「田ニ寛、畑ニ荷」といわれた神奈川県は、畑の比率は七割以上で、畑増租の影響は著しかった。これらの畑作地帯の村々は、地租改正によってほとんどの村では田租が減ったにもかかわらず畑租の増額が直接的に村全体の大幅な増租をもたらしていた。しかし、大幅な増租に対する農民の動向は、あとで述べる鎌倉郡瀬谷村ほか六か村の改租不服運動などにみられるような、地租改正事業に対する抵抗というかたちをほとんどとらなかった。

一八七八年八月、鎌倉郡瀬谷村ほか六か村を除いて、県下千二百十二か村の新しい租税の施行が許可され、一八七九年にかけて土地所有者に改正地券が交付される。この頃から山林原野などが、官・民・共有の三種に区別されてそれぞれ地価が決め

られ、一八八〇年九月に地租改正事業は完了した。

地租改正による新しい租税額の取り立ては、一八七六（明治九）年にまでさかのぼって徴収された。増税となった新租と、増加分を一括して納入させることは、實際上困難であったことから、一八八二年三月に「年賦延納許可」、五月には「年賦延納規則」をそれぞれ布達して、これらによって徴税をおこなった。

三 地租改正をめぐる農民の動向

改租事業と

農民の不満

神奈川県は、神奈川県をふくむ関東地方の地租改正が、維新政府から「最大難区」とみなされてい
たように、小作米金に基づく地価算定方式とか、実際の種肥代を控除して地価の算出をおこなうなど、実情に
そくした農民的色彩の濃い方法をあみだしていた。それだけに、旧貢租額の確保という国家的要請を前面に押し出す地租改正
事務局に受け入れられなかったのである。そのため、一八七七（明治十）年八月の関東一府六県の地方官会議で決定された反
当収穫量と地租額が押しつけられたうえに、「関東地方では之（等級決定への干渉）をやりました」と地租改正事務局の派出官
有尾敬重がはっきりと述べているように、干渉が地位等級の決定から収穫量、地価、地租の決定にまでいたる改正作業の全過
程にわたっていたことから、農民の不満は少なからずぶついていた。

全国的にみても、地租改正事業をめぐる農民の不満・批判は、改正事業の実施の段階や、各地の事情に応じて、その内容も
多様であった。手短かに述べると、まずはじめの段階では地券名請けをめぐる対立、地租改正入費の負担、地租徴収にいたる
までの石代納制の決定米価をめぐる問題が焦点となった。さらにつぎの段階で、地位等級、地価決定をめぐる問題が焦点とな

って、各地で農民の抵抗が一揆のかたちをとって発生した。なかでも、一八七六（明治九）年におこった、茨城県、三重県、堺県、愛知県、岐阜県下の大規模な地租改正反対運動は、地租改正事業を進めていた維新政府に強い衝撃をあたえた。そのため、翌年、維新政府は地租を地価の百分の三から二・五に引き下げた。当時の落首に、「竹槍でどんと突き出す二分五厘」とあるのは、この一揆が農民にもった意味を明らかに示しているといわれている。

神奈川県下の地租改正事業をめぐる農民の不満と苦情は、前記の諸県におこったような一揆というかたちで爆発はしなかったが、とくに、一八七六年以降、地位等級の組み立て方をめぐって、県が押しつける等級表に納得しないで苦情を申し立てる村々が続出した。「受書」の差出しをもとめて県は、再三「説諭」や「懇諭」をおこなって、地租改正事業に「服従」させることでこの事態を乗り切ろうとしていた（概略手続書）。鎌倉郡瀬谷村ほか六か村の改租不服運動は、この時期に展開された。この不服運動は、地租改正事業の経過からいえば、後の段階でおこった事件であるのに対して地租改正事業そのものに対する不服ではないが、大任郡真土村で質地の名請けをめぐって発生した真土事件は、前の段階におきた事件である。このほか、多摩郡の地位等級偏重嘆願や、南多摩郡木曾・根岸の二か村と高座郡淵野辺村にかかわる山林原野下げをめぐる事件、あるいは、村民暴動寸前にまでなった大任郡堀山下村の山林原野下げ事件などがある。以下、真土事件と鎌倉郡瀬谷村ほか六か村の改租不服運動についてその概要を記しておきたい。

なお、県立厚木高校社会部編、『社会研究6』、『資料編13近代・現代(3)』、高崎実「瀬谷村他六ヶ村改租不服運動の展開」『神奈川県史研究』第34号、小林孝雄『神奈川の夜明け』を参照した。

真土事件

一八七八（明治十一年）十月、この月は神奈川県下の地租改正事業担当者にとって、記憶されるべき事柄でみちていた。十月十五日、改租不服従の運動をつづけている鎌倉郡瀬谷村ほか六か村に対して、県達丙三六九号で太政



『冠松真土夜暴動』の一部

神奈川県立文化資料館蔵

官布告第六八号の適用を指令して、一方的に地価の押しつけと収税をはかっていった。またこの日、地租改正事務に勉勵したという理由で、県二等属に昇進していた添田知通が県令野村靖から、金七十円を下賜されている。これは、県下の耕地地の改租事業が終わり、勇躍山林原野の改租事業に取り組もうという県令野村の添田に対する督励でもあったらう。山林原野の改租事業を本格的に推進しようとした矢先の十月二十六日夜、秋雨の降りしきる大住郡真土村で、冠弥右エ門ほか二十八人の農民が、当時の真土村の戸長松木長右エ門の家を襲い、長右エ門ら家族と雇人七人を殺害、四人に傷を負わせ、屋敷に火を放った。いわゆる真土事件（真土騒動）である。

真土村では旧幕時代から特殊な質地慣行がおこなわれていた。この事件の発端は、この質地慣行から発生した。冠弥右エ門らは、松木に土地を質入していたが、その土地は当時の県下の多くの質地慣行と同じように、質置主の意向によらない限り所有権の移転をとまわらない性質のものであった。ところが、壬申地券の交付事業、質地による土地移動は、質取主が地券を請けることを方向づけた。とくに一八七三（明治六）年の「地所質入書入規則」の公布は、この方向にいつそう拍車をかけた。真土村の場合、一八七三年の地券名請けは、「村吏等立会保証」のもとで、松木はいつでも土地の請戻しをすることを約束したため紛争はおこらなかった。しかし、地租

改正事業の進行、なかんずく、地引絵図の作成にともなう土地丈量がおこなわれたさいに、冠たちは、質地が松木の名義となつてゐることから、「自己所有ノ権ヲ失ヒ候様可立至哉ト心付」、再び質地の請戻しを要求するのである。松木は、区長兼戸長の役職を巧みに利用し、前もつて冠らの印鑑を預かり、自分で連署して地引帳を作成して、質地を自分の名義にしたのである。冠らにとつてみれば、土地を「無謂彼レニ掠奪」されたのに等しい感情をいだいてゐた。近辺の区戸長たちも、松木の「奸謀」であると証言したこともあつて、冠らは問題を横浜の裁判所へ持ちだすことにし、村民六十五人の名で土地の請戻しを提訴するに至る。一審では冠らの主張が通つたが、松木の上訴した二審では冠らの敗訴となつた。冠たちは悲嘆にくれ、仕事もろくに手につかないありさまだつた。そのうえ小作料の督促や裁判費用の取立てなど、松木の冠らに対する扱いはきびしく、「村民ノ困却不容易、右金圓ヲ調達セシ為縦令身代限り之御処置ヲ請ルモ銘々家族一同凍餓ニ及フハ更ニ如何トモスルノ手段無之」という事態に追いこまれていつた。大審院へ訴える費用もない。そこで司法省へ三人の総代をもつて駆け込み願いを敢行したが、筋違いとの理由で門前払いをうける。思いあまつて「進退維谷」ついに「暴挙殺戮」を決行したのである。

その頃真土村で、この事件を当時の流行歌や俗謡に合せて巧みに言葉を作り、おもしろおかしく唄う替え唄が流行してゐた。その替え唄の一つ「新編阿呆陀羅經」の一節、

～～そもそも　だんだん　お経のはじまり　近年まれなる　村質地と流地に致して　〈中略〉　民事と刑事に調べられ
 真土に於て　強欲無慈悲な松木と言ふな　欲が深くて　ほんに思えば憎らしや　急に帰れる身ではない　内で
 権位が高く　顔が広くて　世間が狭い　それはよけ　は親子が泣いてゐる　神や仏に見はなされ　世間でふ
 れど　こまつた事には　地券の時から心に掛けて　一　びんと思ふ人はない……〈以下略〉

この替え唄は、横浜裁判所で第一審の判決がおりた頃から唄われ、松木の敗訴をはやし立て、子供たちにまで口ずさまれた

ので、おのずと、事件を宣伝する有力な役割をはたしていた。それだけに、冠らの実力行使は、新聞にも取り上げられて、県内各地に伝わった。事件の発生にともない、真土村には平塚をはじめ各地の警察署と県の警保課とから警官が三百名も動員されて厳重な警戒と探査がおこなわれた。村に居住している十五歳から六十歳の男子はすべて平塚の阿弥陀寺に呼び出された。厳しい取調べの結果、その日のうちに冠ら十六名が逮捕されたのを皮切りに、容疑者は全部で五十六名となった。彼らは横浜に護送されたが、護送途中の道筋では、村人たちが「村の犠牲者」と土下座して見送ったとも伝えられている。

事件後、人びとの同情は冠らちに集まった。とくに大住・洵綾・愛甲の三郡では、ほとんどの戸長・副戸長たちが冠らの助命嘆願運動に立ちあがった。事件発生からおよそ一か月後の十一月二十二日、これら三郡百四十か町村駅余の戸長・副戸長村用掛など約千八百人の署名が付された助命嘆願書が県庁に提出された。事件の発生した「真土村人民ノ景状」は「近頃不動産ハ離レ、今亦老幼婦女ハ雷ニ其父子兄弟ノ安否ヲ苦慮シ、為メニ其業ヲ廃棄シ一村幾ト滅亡ノ姿ニ之アリ」と嘆願書が述べているように、「其情実ニ傍觀ニ耐ヘ難」い様相をみせていた。それだけに助命嘆願の運動は、一連の土地制度の改正によって質置主の権利・慣行が失われていくなかで、所有権の帰属をめぐる耕作権の優位を主張することに本質的にはつながりを持つ性格を秘めていた。助命嘆願は翌年の一八七九（明治十二）年まで続き、嘆願者の数は一万五千名に達したという。つぎつぎと集まる嘆願者の名簿は、真土村の東光寺を経由して県庁へ提出された。

県令野村靖は、この嘆願行動を、国法を動かそうというのではなく、「慈愛ノ心ヨリシテ出来候事」とみて、嘆願書を受理した。そして「此際最モ行政事務ノ障碍ナキニアラズ」という見地から、右大臣岩倉具視に助命嘆願の上申書を提出した。上申書の草稿は添田知通が起草した。野村靖、添田知通を中心とする助命嘆願が、行政事務なかならずく地租改正事業の推進と裏腹の関係にあったということも考えられないこともないが、詳しいことは不明である。いずれにしても、瀬谷村の改租不服従

運動の合法性をキツパリと否定したことと、真土村での実力行使者に対する、県当局者の助命嘆願への理解と奔走が、同じ時期であることは興味深い。

県内の広範な助命嘆願運動に支えられた、県令野村靖の助命上申が功を奏して、一八八〇（明治十三）年五月に横浜裁判所で下った判決では、冠ら四人は斬罪、徴役十年が八人、徴役三年が十四人であったが、冠ら四人は県令預かりとなり、死一等を減ぜられ終身徴役となった。その後冠らは仮出所、または満期放免となり、一八八九（明治二十二年、大日本帝国憲法の発布にともなう特赦で全員が放免された。この間、一八八一年には、「真土の松庭木植換」、「深山の松木間月影」という演題で、真土事件をとりあげた芝居が、坂東彦十郎、中村時蔵らによって、平塚を中心に各地で上演されて好評をえた。また受刑者の仮出所を求める嘆願書も数多く出されるなど、この事件は地域の人びとに最大の関心をもたれて語りつがれていった。なお真土事件は、質地小作における所有権の確立が、地券名請けをめぐって質置主と質取主との貸借金関係が絡んで問題となっ



1966年に建てられた真土事件の碑

たが、質置主が小作農に転落する可能性を示した。それだけに、質地の書入期間がきわめて短期化された一八八〇年代のはげしい経済変動のもとでおこった農民の負債返済騒擾の遠因を地租改正の結果に求めることにも一つの理由があるといえよう。

瀬谷村ほか六か
村改租不服運動

一八七八（明治十二）年十
月十五日、県令野村靖は、